

○国立大学法人筑波大学スポーツ基金細則

〔 令和 5 年 6 月 2 2 日
法人細則第 1 0 号
改正 令和 6 年法人細則第 1 4 号〕

国立大学法人筑波大学スポーツ基金細則

(設置)

第 1 条 国立大学法人筑波大学基金規則（平成 2 2 年法人規則第 4 0 号）第 4 条 1 項に基づく特定基金として、スポーツ基金を置く。

(目的)

第 2 条 スポーツ基金は、学生の大学体育・スポーツに係る活動の支援を目的とする。

(事業)

第 3 条 スポーツ基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大学体育に係る教育活動の支援に係る事業
- (2) スポーツに関する活動の支援に係る事業
- (3) スポーツを通じた地域への貢献活動の支援に係る事業
- (4) 体育系課外活動団体の支援に係る事業
- (5) 体育スポーツ施設における環境整備の支援に係る事業
- (6) その他特に必要とされる事業

(使用の制限)

第 4 条 スポーツ基金に対して拠出された寄附金は、前条に掲げる事業に使用するものとする。

(運営費)

第 5 条 スポーツ基金の運営費は、寄附金をもって充てる。

(事業年度)

第 6 条 スポーツ基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事務)

第 7 条 スポーツ基金に関する事務は、体育スポーツ局が、事業・ファイナンス局事業・リレーション推進室と連携して行う。

(雑則)

第 8 条 この法人細則に定めるもののほか、スポーツ基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、令和 5 年 6 月 2 2 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 6. 3. 28 法人細則 14 号）
この法人細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。